



第81回国民スポーツ大会

第26回全国障害者スポーツ大会



宮崎県準備委員会

第7回広報・県民運動専門委員会



つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

令和4年3月22日（火）

県防災庁舎防72・73号室

【目次】

【報告事項】

- (1) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会準備経過・・・P1～P3
- (2) 宮崎県準備委員会決定事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4～P31
 - ① [国スポ・障スポ] 会場地市町村選定・開催予定施設変更について・・・P4～P6
 - ・ [参考] 会場地市町村選定状況一覧（市町村別）・・・・・・・・・・・・P7
 - ② [国スポ・障スポ] 募金・企業協賛基本方針・・・・・・・・・・・・P8
 - ③ [国スポ・障スポ] 宿泊基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9
 - ④ [国スポ・障スポ] 宿泊基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10～P11
 - ⑤ [国スポ・障スポ] 医事・衛生基本方針・・・・・・・・・・・・・・P12
 - ⑥ [国スポ・障スポ] 医事・衛生基本計画・・・・・・・・・・・・・・P13～P14
 - ⑦ [国スポ・障スポ] 輸送・交通基本計画・・・・・・・・・・・・・・P15～P18
 - ⑧ [障スポ] 競技役員等養成基本計画・・・・・・・・・・・・・・P19～P20
 - ⑨ 専門委員会規程改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21
 - ・ [国スポ・障スポ] 専門委員会規程・・・・・・・・・・・・・・P22～P24
 - ⑩ 基本方針等の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P25
 - ・ [国スポ] 実施競技選択基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P26
 - ・ [国スポ] デモンストレーションスポーツ実施基本方針・・・・・・・・P27
 - ・ [国スポ] 競技役員等養成基本方針・・・・・・・・・・・・・・P28～P29
 - ・ [国スポ] 宿泊基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30
 - ・ [国スポ・障スポ] 手話・要約筆記ボランティア養成について・・・P31

【議事】

- (1) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
県民運動基本計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P32～P33
- (2) マスコットキャラクター展開形（公開競技）（案）・・・・・・・・P34

【協議事項】

- 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
イメージソング制作の方向性について・・・・・・・・・・・・P35～P36

【その他】

- 令和3年度広報活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P37～P38

【参考資料】

- 県民運動基本計画（案）に係る市町村及び庁内からの主な意見・・・・・・・・（別冊）

報告事項

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会準備経過

年 月 日	内 容
平成27年 1月14日	公益財団法人宮崎県体育協会（以下「県体協」という。）臨時理事会及び評議員会において、「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致」を決議
2月12日	県体協が県、県議会及び県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
2月25日	知事が県議会2月定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
3月13日	県議会2月定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
3月16日	定例教育委員会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を議決
4月17日	知事が文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出 知事が公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
6月11日	日体協第1回国体委員会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出順序了解県」として承認
7月22日	日体協第3回理事会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解（宮崎県開催が内々定）
平成28年 4月 1日	宮崎県教育庁スポーツ振興課に国体準備担当を設置
平成29年 4月 1日	宮崎県教育庁に国体・高校総体準備室を設置
10月30日	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催
11月14日	第1回総務企画専門委員会及び第1回施設整備専門委員会を開催
11月17日	第1回競技運営専門委員会を開催
12月14日	第1回市町村担当者会議及び第1回競技団体担当者会議を開催
平成30年 4月 1日	宮崎県総合政策部に国体準備課を設置
5月22日	第2回総務企画専門委員会を開催
7月 9日	第2回常任委員会及び第2回総会を開催
7月24日	第1回広報・県民運動専門委員会を開催
7月31日	第2回市町村担当者会議及び第2回競技団体担当者会議を開催
10月29日	第3回総務企画専門委員会を開催

年 月 日	内 容
12月19日	第2回競技運営専門委員会及び第2回広報・県民運動専門委員会を開催
平成31年 1月31日	第3回常任委員会を開催
2月 6日	第4回総務企画専門委員会を開催
3月15日	第3回市町村担当者会議及び第3回競技団体担当者会議を開催
4月 1日	国体準備課を国民スポーツ大会準備課に改称
令和元年 5月30日	第5回総務企画専門委員会を開催
7月 1日	第4回常任委員会及び第3回総会を開催 「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
7月 9日	第3回広報・県民運動専門委員会を開催
8月 2日	第1回開催基本構想策定検討部会を開催
8月28日	第4回市町村担当者会議及び第4回競技団体担当者会議を開催
11月12日	第6回総務企画専門委員会を開催
12月16日	第1回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
12月17日	第2回開催基本構想策定検討部会を開催
12月20日	第5回市町村担当者会議及び第5回競技団体担当者会議を開催（合同開催）
令和2年 1月16日	第1回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
1月31日	第7回総務企画専門委員会を開催
2月 5日	第4回広報・県民運動専門委員会を開催
2月 7日	第3回開催基本構想策定検討部会を開催
2月17日	第5回常任委員会を開催
3月18日	第6回市町村担当者会議及び第6回競技団体担当者会議（資料配付のみ）
6月25日	第8回総務企画専門委員会を開催
6月25日	第2回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
7月 6日	第6回常任委員会を開催
9月18日	第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催（書面開催）
8月 7日	第4回総会を開催（書面開催）
8月20日	第7回市町村担当者会議を開催（テレビ会議）
8月24日	第7回競技団体担当者会議を開催
9月24日	第3回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催

年 月 日	内 容
10月15日	日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和9年（2027年）に変更され、開催申請書提出順序了解県（内々定県）として再決定
11月 9日	第5回広報・県民運動専門委員会を開催
12月18日	第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
12月23日	第1回輸送・交通専門委員会を開催
12月24日	第3回競技運営専門委員会を開催
令和3年 1月22日	第9回総務企画専門委員会を開催（書面開催）
2月15日	第7回常任委員会を開催（書面開催）
3月18日	第6回広報・県民運動専門委員会を開催
3月22日	第8回市町村担当者会議を開催（テレビ会議）
3月23日	第1回宿泊・衛生専門委員会を開催
6月 8日	第4回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
6月 9日	第10回総務企画専門委員会を開催
7月 5日	第8回常任委員会を開催
8月 6日	第5回総会を開催（書面開催）
10月11日	第9回市町村担当者会議・第8回競技団体担当者会議を開催（合同開催）
11月22日	第2回輸送・交通専門委員会を開催
12月15日	第4回競技運営専門委員会を開催
12月17日	第2回宿泊・衛生専門委員会を開催
12月20日	第11回総務企画専門委員会を開催
12月21日	第5回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
令和4年 2月14日	第9回常任委員会を開催（書面開催）
3月17日	第1回式典専門委員会を開催

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村選定・開催予定施設変更について

1 第81回国民スポーツ大会 正式競技(第9次選定)

競技(種目)		種別	会場地市町村	開催予定施設
ライフル 射撃	50m	全種別	宮崎市	宮崎県ライフル射撃競技場
	10m・AP			
	BR・BP			宮崎市田野体育館

《県外開催競技(種目)》

競技(種目)		種別	会場地市町村	開催予定施設
水泳	飛込	全種別	熊本県熊本市	熊本市総合屋内プール アクアドームくまもと

2 第81回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設の変更

番号	競技(種目)		種別	市町村	開催予定施設		備考
					変更前	変更後	
1	弓道	近的	全種別	串間市	串間市宮弓道場	串間市民総合体育館	
2	サッカー		成年男子	綾町	綾国際交流広場サッカー場 自然休養村公園小田爪多目的競技場	綾国際交流広場サッカー場 自然休養村公園小田爪多目的競技場 <u>綾てるはふれあい広場</u>	追加
3	ラグビー フットボール	7人制	成年男子 女子	宮崎市	<u>ひなた宮崎県総合運動公園 第3競技場</u>	<u>ひなた宮崎県総合運動公園 ひなた陸上競技場</u>	

3 第81回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ
実施競技及び会場地市町村（第2次選定）

番号	実施競技	主管団体名	市町村	開催予定施設
1	ラジオ体操	宮崎市	宮崎市	宮崎市内小学校及び公園等
2	少林寺拳法	宮崎県少林寺拳法連盟		ひなた宮崎県総合運動公園ひなた武道館
3	BMX・スケートボード	宮崎ストリートスポーツ振興協会		宮崎市祇園スポーツパーク
4	ビリヤード	宮崎県ビリヤード協会		Billiards & Games POOL
5	ターゲット・バードゴルフ	宮崎県ターゲット・バードゴルフ協会	日南市	日南市星倉地区運動広場
6	ソフトバレーボール	小林地区バレーボール協会	小林市	小林市市民体育館
7	少年・少女レスリング	一般社団法人串間スポーツクラブ	串間市	串間市民総合体育館
8	ジュニアサッカー	一般社団法人串間スポーツクラブ		串間市総合運動公園 (串間市宮陸上競技場・串間市宮運動広場)
9	少年サッカー	西都市スポーツランド推進協議会 Jリーグ等サッカー協力部会	西都市	清水台総合公園多目的広場
10	ノルディックウォーキング	三股町社会福祉協議会	三股町	元気の杜広場～町内各地区
11	フレッシュグラウンド・ゴルフ	高鍋町グラウンド・ゴルフ協会	高鍋町	小丸河畔運動公園
12	ユニカール	宮崎県ユニカール協会	新富町	新富町体育館
13	ウォーキング	西米良村スポーツ協会	西米良村	西米良村中心部（屋外）
14	ミュージックレクリエーション	西都市レクリエーション協会		西米良村トレーニング施設等
15	ラジオ体操	門川町PTA協議会	門川町	門川町内3小学校（門川町立門川小学校・草川小学校・五十鈴小学校）
16	トレッキング	椎葉村教育委員会	椎葉村	扇山登山道
17	キャッチング・ザ・スティック	宮崎県レクリエーション協会	美郷町	美郷町北郷総合交流センター
18	ポッチャ	宮崎県レクリエーション協会		美郷町北郷総合交流センター
19	ラダーゲッター	宮崎県レクリエーション協会		美郷町北郷総合交流センター
20	フロアカーリング	五ヶ瀬町教育委員会	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町総合公園Gパーク 五ヶ瀬ドーム

4 第26回全国障害者スポーツ大会 開・閉会式会場

番号	内容	開催予定施設
1	開・閉会式	(仮称) 新宮崎県陸上競技場

※荒天等により屋内で実施の場合「都城市総合文化ホール」

5 第26回全国障害者スポーツ大会 (第2次選定)

番号	競技	障がい種別	市町村	開催予定施設
1	フライングディスク	身体・知的	宮崎市	ひなた宮崎県総合運動公園 ひなた陸上競技場
2	ボッチャ	身体	都城市	早水公園体育文化センター
3	バスケットボール	知的	延岡市	(仮称) 新宮崎県体育館
4	車いすバスケットボール	身体	延岡市	(仮称) 新宮崎県体育館
5	バレーボール	身体	都城市	早水公園体育文化センター
		知的	日南市	日南市北郷体育館
		精神	小林市	小林市市民体育館

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定状況一覧【市町村別】

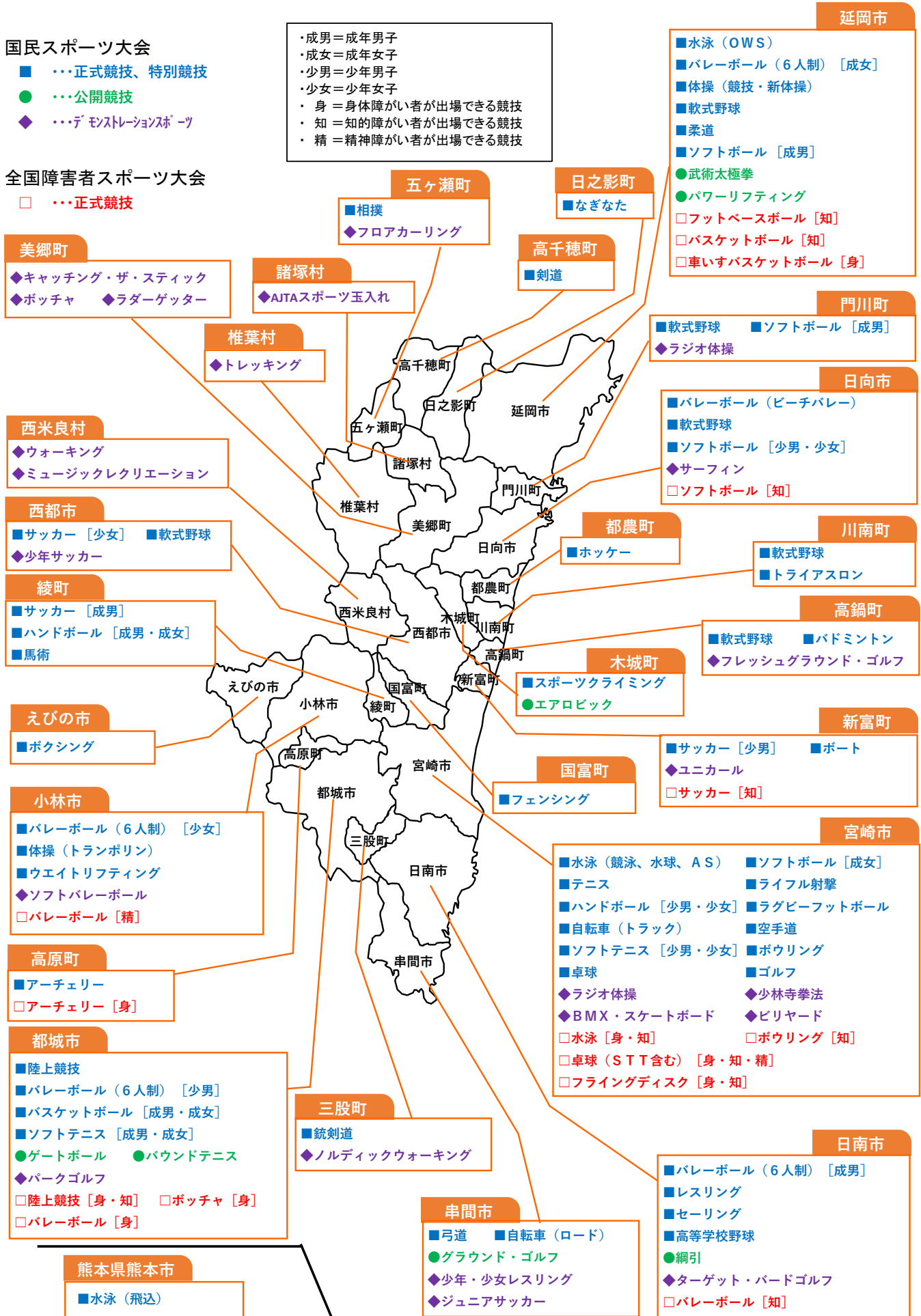
国民スポーツ大会

- …正式競技、特別競技
- …公開競技
- ◆ …デモンストレーションスポーツ

・成男=成年男子
 ・成女=成年女子
 ・少男=少年男子
 ・少女=少年女子
 ・身=身体障がい者が出場できる競技
 ・知=知的障がい者が出場できる競技
 ・精=精神障がい者が出場できる競技

全国障害者スポーツ大会

- …正式競技



第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 募金・企業協賛基本方針

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を宮崎県で開催するにあたり、県民総参加型によるおもてなしの心あふれる大会の実現を目指すとともに、大会の周知と機運の醸成を図り、円滑な開催に資するため、県内外から幅広く協力を得て、次のとおり募金・企業協賛を実施する。

1 募金

すべての県民が大会にかかわる機会となる県民運動やボランティア活動、また、大会の開催を契機として、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進を多くの方に支えていただくため、県内外の個人、企業及び団体を対象として寄附金を募るものとする。

2 企業協賛

大会周知のための広報活動や大会の準備・運営を支えていただくため、県内外の企業・団体等を対象として、協賛金及び物品・役務等を募るものとする。

第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第８１回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第２６回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事については、国スポ及び障スポ（以下「大会」という。）の参加者がそれぞれの分野で十分な活躍できるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、宮崎の多彩な魅力を全国へ発信するため、次の方針に基づき実施する。

１ 宿 舎

- (１) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (２) 会場地市町村内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議の上、公共施設、民家等及び近隣市町村（原則として県内）の旅館等を利用する。
- (３) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

２ 配 宿

- (１) 国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村（原則として県内）の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (２) 大会の選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (３) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
- (４) 障スポ参加者にとって、利用しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。

３ 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会及び旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

４ 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の宿泊業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舎に関する調査の実施

[国スポ]

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

[障スポ]

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

[国スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績及び宿泊意向調査に基づき、県と会場地市町村が連携し、仮配宿計画（会場地市町村ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

[障スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

(4) 宿泊施設の充足対策

[国スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町村が、会場地市町村内の旅館の客室提供の促進、近隣（原則として県内）市町村旅館の利用、公共施設等の転用及び民家の利用など、必要な充足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町村等による連絡会議を設置する。

[障スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

[国スポ]

県と会場地市町村は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

[障スポ]

県は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

[障スポ]

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊本部の設置

[国スポ]

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県及び会場地市町村に宿泊本部を設置する。

[障スポ]

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

3 宿泊料金の決定

[国スポ]

参加者の宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県が旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

[障スポ]

参加者の宿泊料金については、国スポの宿泊料金を基本とし、旅館等の関係団体と協議し、県が決定する。

4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

[国スポ]

昼食弁当については、県及び会場地市町村が、必要に応じて調達斡旋を行う。

[障スポ]

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針

第８１回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第２６回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、関係機関・団体等の協力を得て、清潔で快適な環境の下で十分な活躍と観覧ができるよう、次の基本方針に基づき実施する。

１ 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

２ 防 疫

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

３ 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

４ 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等のもとより、広く県民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

５ 馬事衛生

馬術競技出場馬の健康保持のため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事・衛生業務を円滑に推進する。

1 医療救護対策

(1) 救護所及び救護本部の設置

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の傷病の発生に速やかかつ適切に対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

(2) 傷病の発生時の対応等

傷病の予防に関する啓発及び発生時の患者への対応については、パンフレットの作成・配布等により、各都道府県、宿泊施設、医療機関等に周知徹底を図る。

2 防疫対策

(1) 防疫に関する知識の普及及び意識の啓発

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、防疫に関する知識の普及及び意識のより一層の啓発を図る。

(2) 健康診断の実施

参加者等の、特に消化器系感染症の発生予防のため、宿舎、弁当調製施設等の業務従事者を対象とした、保菌検査（検便）等の健康診断実施の励行に努める。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿舎及び食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する知識の普及及び意識のより一層の啓発を図り、あわせて自主的な衛生管理の向上を促す。

(2) 監視・指導の実施

宿舎や弁当調製施設など食品取扱施設を対象に、監視・指導を行う。

4 環境衛生対策

(1) 会場及び生活環境の美化

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所及び観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

(3) 宿舎の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿舎に対して必要な指導等を行い、宿舎の衛生対策に努める。

(4) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(5) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(6) 動物の適正管理

会場及び宿舎等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

(7) 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙が生じないように、競技会場等における受動喫煙防止対策に努める。

5 馬事衛生対策

(1) 防疫対策

馬術競技出場馬の防疫に万全を期するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫検査や消毒、害虫駆除等の必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努める。

(2) 出場馬の健康管理

出場馬の健康保持のため、健康検査や健康観察、装蹄等を実施し、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

(3) 厩舎等の管理運営

出場馬の円滑な入退厩、敷料等の確保や施設の衛生対策等、厩舎等の管理運営を適切に行う。

6 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関及び関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第81回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)及び第26回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送対象者は以下のとおりとする。

ア 大会参加者

- ① 選手・監督(障スポにおいては選手。以下同じ。)
- ② 都道府県選手団本部役員(障スポにおいては役員。以下同じ。)
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ その他、県又は会場地市町村が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

[国スポ]

原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

[障スポ]

原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

(3) 業務の範囲

ア 全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、計画的に行う輸送(以下「計画輸送」という。)は、原則として概ね2km未満の距離は行わない。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要があると認められる場合は、この限りではない。

2 全国輸送

(1) 全国輸送計画の策定

県は、全国から来県する大会参加者の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。

(2) 全国輸送の範囲

[国スポ]

各都道府県出発地から宿舎の間とする。

[障スポ]

各都道府県出発地から指定乗降地（全国から来県する選手及び役員等に示す来県・離県の際に利用する駅等をいう。以下同じ。）の間とする。

(3) 集合・解散の方法

大会参加者の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関又は自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。

なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の機体変更等座席の確保、その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関及び関係団体等に要請する。

(4) 指定下車駅及び指定乗降地の設定

[国スポ]

県が会場地市町村と協議の上、宿舎の最寄り駅等から1か所以上を指定下車駅として設定する。

[障スポ]

県が、来県の利便性、駅構内及び周辺バス乗降状況、宿舎及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、指定乗降地を設定する。

(5) 指定下車駅及び指定乗降地からの輸送

[国スポ]

指定下車駅と宿舎間の輸送は、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

[障スポ]

指定乗降地と宿舎間の輸送は、輸送距離、道路交通事情ならびに選手、役員等の参集方法を勘案し、県が行う。

(6) 輸送案内

[国スポ]

県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所において行う。

[障スポ]

県が指定乗降地に設置する総合案内所において行う。

3 開・閉会式輸送

(1) 開・閉会式輸送実施計画の策定

県は、式典に係る各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送実施計画を策定する。

(2) 開・閉会式輸送の範囲

[国スポ]

選手・監督、都道府県選手団本部役員等の指定集合地（計画バス輸送の起点・終点となる宿舎近くのバス乗降が可能な場所をいう。以下同じ。）と開・閉会式会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

[障スポ]

選手、役員等の宿舎又は指定集合地と開・閉会式会場及び競技会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

選手・監督、都道府県選手団本部役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員及び道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議して指定集合地を設定する。

(4) 指定集合地と宿舎間の誘導

[国スポ]

指定集合地と宿舎が異なる場合は、指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町村が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

(5) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。

(6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握及び事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び臨時駐車場等からのシャトルバスの運行など必要な措置を講じて、円滑な輸送に努める。

イ 自家用車での上場は、原則として認めない。ただし、開・閉会式会場の車椅子利用者等の輸送については、別途配慮する。

(8) 車両許可証の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるように別に定める許可証を交付する。

4 競技会場地輸送

(1) 会場地市町村輸送・交通業務指針の策定

[国スポ]

会場地市町村の競技会場地輸送業務を推進するため、県は、会場地市町村輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営に努める。

(2) 競技会場地輸送計画の策定

[国スポ]

会場地市町村輸送・交通業務指針に基づき、会場地市町村が競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の選手・監督、都道府県選手団本部役員等の輸送は、関係市町村が協議の上、実施する。

[障スポ]

会場地市町村と調整を図り、県が競技会場地輸送計画を策定する。

5 円滑な輸送の実施

(1) 車両の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス及びタクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、緊急時に備えた予備車も含め、開・閉会式輸送及び競技会場地輸送に必要な車両台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等に車両確保の協力を要請する。

(2) 公共交通機関の利用促進

県及び会場地市町村は、鉄道及び路線バスの増便・増発を要請するなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て必要な輸送力の確保に努め、公共交通機関の利用促進を図る。

(3) 駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情や大会参加者及び一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

(4) 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な対策を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施にあたっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

(5) 実施に向けた取組

県は、各種調査を実施して、必要となる輸送力や輸送体制及び課題を把握し、解決に向けた対応策を講じるなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て、円滑な輸送が実施できるように努める。

6 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

7 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については別に定める。

第２６回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画

第２６回全国障害者スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、第２６回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

１ 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

２ 業務分担

- (１) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、原則、競技団体がその養成を行う。
- (２) 競技会係員及び競技会補助員については、県が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (３) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

３ 養成方法

- (１) 競技役員（審判員・運営員）については、以下の方法で養成する。
 - ・ 県内外の講師による県内講習会の実施
 - ・ 県外で開催される講習会等への派遣
- (２) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員については、以下の方法で養成する。
 - ・ 県内外の講師による県内講習会の実施

4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分・内容			年 度							
			令和 3年 6年前	令和 4年 5年前	令和 5年 4年前	令和 6年 3年前	令和 7年 2年前	令和 8年 1年前	令和 9年 開催年	
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会		資格取得、資格維持、資質向上						
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会		資格取得、資格維持、資質向上					
		その他 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会				養成、資質向上			
競技補助員		県内講習会				養成、資質向上				
競技会係員		県内講習会				養成				
競技会補助員		県内講習会				養成				

※ 養成実施年次計画は、事業の進捗状況をふまえて随時見直しをする。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催準備を効率的に推進するため、宿泊・衛生専門委員会を「宿泊・衛生専門委員会」、「医療救護専門委員会」及び「馬事衛生専門委員会」に再編、施設整備専門委員会を「総務企画専門委員会」に統合し、その他所要の改正を行う。

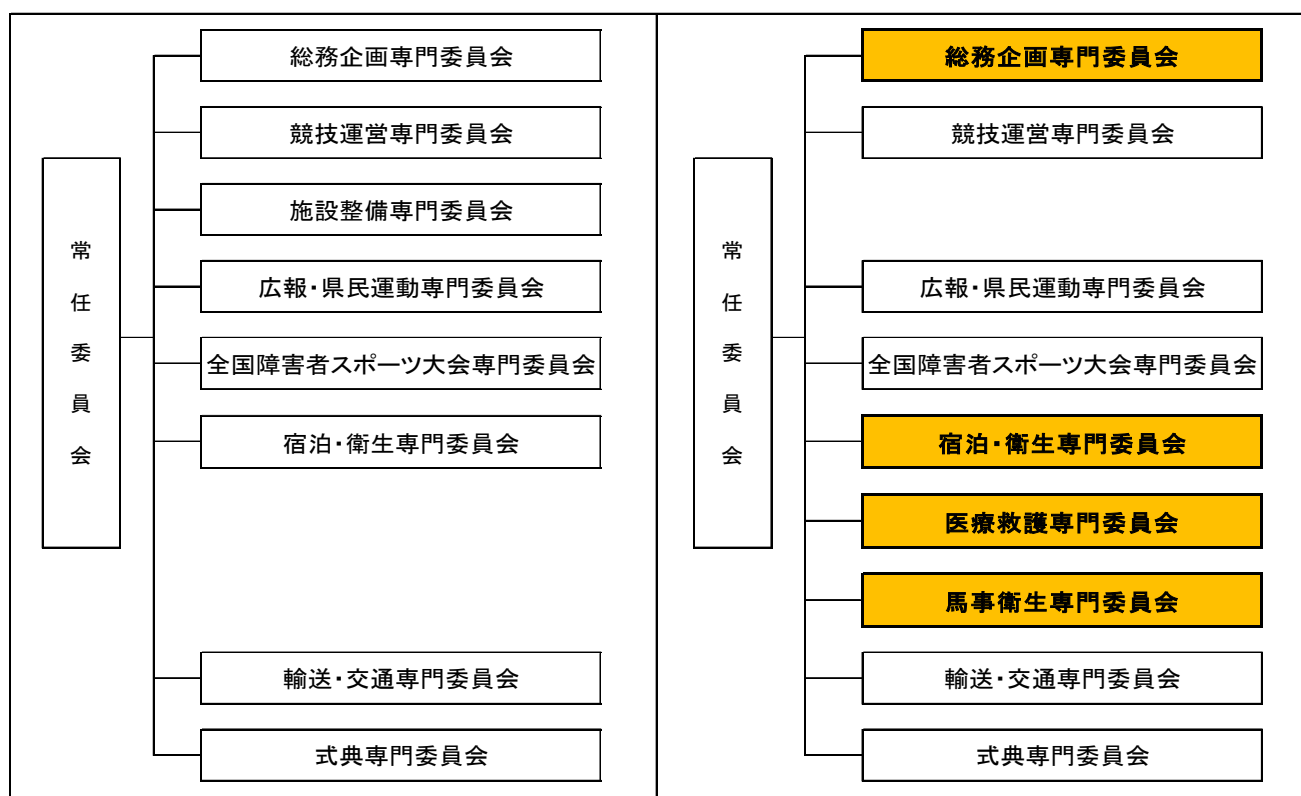
2 改正の内容

別紙のとおり

<参考> 宮崎県準備委員会 構成図

< 現行 >

< 改正後 >



第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 4 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 会場地選定に関する こと（デモン ストレーション スポーツ、オー プン競技を除く）。 3 県及び会場地市 町村の業務分担 に関する こと。 4 <u>競技施設、開・閉 会式会場及び開 連施設の基本的 事項に関する こと。</u> 5 他の専門委員 会に属さない重 要な事項に関 する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の 推進に関する こと。 2 文化プログラム に関する こと。 3 <u>競技施設、開・ 閉会式会場及び 開連施設に関 する こと。</u> 4 他の専門委員 会に属さない 事項に関 する こと。
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の 基本的事項に 関する こと。 2 競技運営に係 る計画の立案 に関する こと。 3 競技用具の 整備計画の事 項に関する こと。 4 デモン ストレーション スポーツの 実施競技及び 会場地市町村 の選定に関 する こと。 5 その他の 競技運営に係 る重要な事 項に関する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係 る計画の推 進に関する こと。 2 競技役員等 の養成及び編 成に関する こと。 3 競技用具 整備の推 進に関する こと。 4 デモン ストレーション スポーツに 関する こと（実施 競技及び 会場地市 町村選定 を除く）。 5 リハーサル 大会に関 する こと。 6 競技記録 に関する こと。 7 その他 競技運営に 関する こと。
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の 基本的事項 に関する こと。 2 県民運動 の基本的事 項に関する こと。 3 その他 広報及び 県民運動 に係る重 要な事 項に関 する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び 啓発の実 施に関 する こと。 2 県民運 動の推 進に関 する こと。 3 愛称・ スローガ ン、マスコ ット等 に関 する こと。 4 報道機 関との 調整に 関する こと。 5 記録映 像及び 記録写 真に関 する こと。 6 その他 広報及 び県民 運動に 関する こと。
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障 害者スポ ーツ大会 の競技運 営に係る 計画の立 案に関 する こと。 2 オープ ン競技の 実施競技 及び会 場地市 町村の選 定に関 する こと。 3 その他 全国障 害者ス ポーツ 大会に 係る重 要な事 項に関 する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障 害者スポ ーツ大会 の競技運 営に係る 計画の推 進に関 する こと。 2 その他 全国障 害者ス ポーツ 大会に 関する こと（他 の専門 委員 会の委 任事 項は 除く）。

委員会名	付託事項	委任事項
宿泊・衛生専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>宿泊及び衛生の基本的事項に関すること。</u> 2 <u>その他宿泊及び衛生に係る重要な事項に関すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>宿泊及び衛生に係る計画の推進に関すること。</u> 2 <u>その他宿泊及び衛生に係る事項の推進に関すること。</u>
医療救護専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>医療救護の基本的事項に関すること。</u> 2 <u>その他医療救護に係る重要な事項に関すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>医療救護に係る計画の推進に関すること。</u> 2 <u>その他医療救護に係る事項の推進に関すること。</u>
馬事衛生専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>馬事衛生の基本的事項に関すること。</u> 2 <u>その他馬事衛生に係る重要な事項に関すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>馬事衛生に係る計画の推進に関すること。</u> 2 <u>その他馬事衛生に係る事項の推進に関すること。</u>
輸送・交通専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の基本的事項に関すること。 2 その他輸送・交通に係る重要な事項に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式の輸送に関すること。 3 競技会場地の輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。
式典専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 式典の基本的事項に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式の企画及び運営に関すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗・<u>炬火イベント</u>に関すること。 5 その他式典に関すること。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 基本方針等の改正

1 改正理由

県準備委員会の各規程における表記を統一するため、以下のとおり所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 「公益財団法人宮崎県体育協会」を「公益財団法人宮崎県スポーツ協会」に改めるほか、デモンストレーションスポーツにおける実施競技の表記を統一する。

【対象規程】

- ① 第81回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針
- ② 第81回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針

- (2) 「県準備(実行)委員会」または「宮崎県準備委員会」を「県」に改め、「会場地市町村準備(実行)委員会」を「会場地市町村」に改める。

【対象規程】

- ① 第81回国民スポーツ大会競技役員等編成基本方針
- ② 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針
- ③ 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会手話要約・筆記ボランティアの養成について

- (3) 「料金」を「宿泊料金」に改める。

【対象規程】

- ① 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会で実施する競技は、「国民体育大会開催基準要項及び同細則（公益財団法人日本スポーツ協会）」に定められている正式競技及び特別競技のほか、本県のスポーツの現状及び大会後におけるスポーツの普及・振興を考慮しながら、次のとおり選択する。

- 1 公開競技は、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビックの 7 競技のうち、中央競技団体等と協議の上、実施競技を選択する。
- 2 デモンストレーションスポーツは、正式競技、特別競技及び公開競技として選択されない競技のうち、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下、「県スポ協」という。）に加盟する競技団体の競技又は県スポ協が推薦する競技・レクリエーションの中から、市町村の希望や競技団体の意向を踏まえ、関係機関・団体との協議の上、実施競技を選択する。

第8 1回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針

第8 1回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項及び同細則、国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準並びに第8 1回国民スポーツ大会・第2 6回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) デモスポの実施により、県民の大会への参加機会をより多く設けるとともに、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいがいづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指す。
- (2) デモスポへの参加を通じて、世代間や地域間の交流の輪を広げ、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには「スポーツランドみやざき」の全県展開などに取り組み、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを目指す。

2 実施競技の実施

競技は、次の事項について総合的に検討し、実施する。

- (1) 正式競技、特別競技、公開競技以外の競技で公益財団法人宮崎県スポーツ協会に加盟又は推薦する競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、又は普及する見込みがあること。
- (3) 競技団体の組織が整備されており、大会運営能力があること。
- (4) 原則として既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町村及び競技団体の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、第8 1回国民スポーツ大会・第2 6回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポの普及・振興を推進する市町村であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は、別に定める。
- (2) 実施時期は、当該大会開催年度の年4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、原則として1日とする。

5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担は、第8 1回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針の定めるところによる。

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の基本方針に基づき実施する。

1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」（以下「要項」という。）及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、県が、会場地市町村及び県・中央競技団体と十分協議して行うこととする。
- (2) 競技役員等の編成は、1 人 1 競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行うこととする。
- (3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容は、別表のとおりとする。
- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村が競技団体等と協議の上作成し、県において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、重複して競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手並びに競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2 競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

【別表】 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

	役 職 名	定 義	編 成 方 法	業 務 内 容
競技会運営 (試合等)	①競技会役員	要項第23項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員	—
	②競技役員			
	審判員	競技の審判に携わる者	○原則として、県内有資格者 ○必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含める。	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、会場、記録送受信、総合成績計算 等
	運営員	競技会の運営に携わる者 (審判員を除く。)	○原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者等 ○必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含める。	
	③競技補助員	競技役員の業務補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該競技関係者	競技役員の業務を補助
競技会場運営	①競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等	総括、総務、接待、宿泊、輸送、警備、駐車場、入場券販売、施設管理、会場美化、練習会場、会場整理、プログラム販売、受付案内、弁当、等
	②競技会補助員	競技会係員の業務補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者	競技会係員の業務補助

注) 競技役員のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容である。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事については、国スポ及び障スポ（以下「大会」という。）の参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、宮崎の多彩な魅力を全国へ発信するため、次の方針に基づき実施する。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議の上、公共施設、民家等及び近隣市町村（原則として県内）の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村（原則として県内）の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 大会の選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (3) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
- (4) 障スポ参加者にとって、利用しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県及び旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 手話・要約筆記ボランティア養成について

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者に分かりやすい情報提供を行い、聴覚障がいのある参加者等への情報保障を図るため、次の方針により手話・要約筆記ボランティアを養成するものとする。

1 手話・要約筆記ボランティア養成基本方針

- (1) 手話・要約筆記ボランティアの養成は、**県**が、会場地市町村、障がい者関係団体等の協力を得ながら行う。
- (2) 手話・要約筆記ボランティアは、1人1業務を原則とし、県民の障がいへの理解を深めるため、できる限り県内において養成するものとし、配慮が必要な参加者等に適切な対応を取ることができるよう配置する。
- (3) 手話・要約筆記ボランティアの養成にあたっては、障がいのある人も無い人も広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 手話・要約筆記ボランティアの定義

手話・要約筆記ボランティアは、以下に定義する業務に従事するボランティアをいう。

ボランティア種別	業務内容	人数 (想定)
手話	手話による情報支援及びコミュニケーションの保障	400人
要約筆記 (手書き)	ノートテイクやホワイトボードを使用した情報支援	150人
要約筆記 (PC)	パソコンに入力したデータ情報による情報支援	50人

3 養成計画

手話・要約筆記ボランティアは、以下の計画により養成する。

2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)
【開催6年前】	【開催5年前】	【開催4年前】	【開催3年前】	【開催2年前】	【開催1年前】	【開催年】
(A) 【大会に向けて新規養成するもの】						
基本方針策定	指導者・リーダー養成 ・カリキュラム、養成テキスト検討 ・カリキュラム、養成テキスト作成			配置計画策定	リハーサル大会 (国スポ)	リハーサル大会 (障スポ)
	普及啓発 ・研修会開催 ・出前講座実施 等	募集・登録	養成			国スポ・障スポ
先催大会視察						
(B) 【障がい福祉課所管事業】						
手話奉仕員等養成, 要約筆記者養成						

議

事

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画（案）

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、次の具体的取組により、大会開催に向けた全県的な県民運動を推進する。

- 1 すべての県民が、大会やイベント、ボランティア活動などに主体的に参加し、地域が一体となって大会を盛り上げる。
 - (1) 総合開・閉会式の運営や出演、炬火イベント等への参加
 - (2) 競技会場での観戦や選手の応援
 - (3) ボランティア活動への参加
 - (4) 募金や企業協賛による協力

- 2 すべての県民が、来県者等を“おもてなしの心”で温かく迎える。
 - (1) 明るい挨拶と親切、丁寧な対応で来県者を歓迎
 - (2) たくさんの花ときれいな町づくり
 - (3) のぼり旗や横断幕、案内看板等による歓迎・応援
 - (4) 郷土料理や御当地グルメ、特産品でのおもてなし

- 3 すべての県民が、スポーツとの関わりを通じ、スポーツの素晴らしさを体感し、生涯にわたりスポーツ活動に親しむ。
 - (1) デモンストラーションスポーツや各種スポーツ大会・イベント等への参加
 - (2) 県内で行われる各種スポーツ大会・キャンプ等の観戦や応援
 - (3) ライフステージに応じた日常的なスポーツ活動の実践

- 4 すべての県民が、来県者等との交流を通じて、宮崎県の多彩な魅力を全国に向けて発信する。
 - (1) 豊かな自然や歴史、文化、食などの宮崎の多彩な魅力紹介
 - (2) 地産地消の推進や宮崎の郷土料理、御当地グルメ等の紹介
 - (3) 地域ブランドの積極的なPR

推進スケジュール（予定）

年 度	主 な 事 業 内 容
令和4年度 （2022年度） 【5年前】	[開催内定] ・ 県民運動基本計画策定 ・ 県民運動アクションプログラム策定
令和5年度 （2023年度） 【4年前】	・ 募金開始 ・ 各種県民運動の開始
令和6年度 （2024年度） 【3年前】	[開催決定] ・ 企業協賛開始 ・ 情報支援ボランティア募集・登録開始 ・ 広報ボランティア募集・活動開始
令和7年度 （2025年度） 【2年前】	・ 情報支援ボランティア養成開始 ・ 大会運営ボランティア募集・登録開始・養成開始
令和8年度 （2026年度） 【1年前】	・ リハーサル大会での実践活動
令和9年度 （2027年度）	[開催年] ・ 本大会での実践活動

県民運動基本方針・基本計画に基づく活動の推進

マスコットキャラクター展開形（公開競技）（案）

1 趣旨

マスコットキャラクターの展開形として、国民スポーツ大会における公開競技に係るデザインを作成するもの。

2 デザイン（案）

【国スポ公開競技（7競技）】

<p>1 綱引</p> 	<p>2 ゲートボール</p> 	<p>3 武術太極拳</p> 
<p>4 パワーリフティング</p> 	<p>5 グラウンド・ゴルフ</p> 	<p>6 バウンドテニス</p> 
<p>7 エアロビック</p> 		

協議事項

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 イメージソング制作の方向性について

1 制作目的

- (1) 大会の開催をPRするイベント等において広く活用することにより、本県国スポ・障スポの開催機運の醸成を図る。
- (2) 大会の開・閉会式の式典プログラムで活用する。
- (3) 子どもから大人まで誰でも気軽に楽しめるものとするこで、県民の大会参加を促進する。

2 制作方法

公募とする。 ※具体的な公募方法は今後検討

【理由】

- ① 開催基本方針の実施目標では、『「チームみやざき」で創りあげる大会』を掲げており、イメージソング制作を公募することで広く県民の参加機会が創出される。
- ② 公募すること自体が広報につながり、大会開催を広く周知することができる。
- ③ 応募された作品の中から大会のイメージに合う作品、ダンスや合唱などへのアレンジに適した作品を選ぶことができる。
- ④ 著作権を県準備委員会が持つことができ、制限を受けずに使用できる。

3 部会の設置

さまざまな角度から審査し選定するため、広報・県民運動専門委員会に「イメージソング選定部会」を設置する。(※部会委員は今後検討)

4 主要なスケジュール（予定）

年	内容
令和4年度 (開催5年前)	第8回広報・県民運動専門委員会(8月)→部会設置要綱改正案の審議
	イメージソング選定部会 → 募集要項案、審査要領案検討
	第9回広報・県民運動専門委員会(12月)→募集要項案、審査要領案審議
令和5年度 (開催4年前)	公募
	イメージソング選定部会による選定
	広報・県民運動専門委員会による選定
	常任委員会で1作品を承認・採用曲として決定 → 編曲作業等
令和6年度 (開催3年前)	イメージソング完成

先催県における公募によるイメージソング制作状況

開催年	令和3年(2021年)		令和4年(2022年)	
開催県	三重県		栃木県	
制作方法	楽曲として公募		楽曲として公募	
上記の理由	① 国体を県民の手で作り上げるという意識につながる ② さまざまな曲の中から国体のイメージに合う曲、ダンスや合唱などへのアレンジに適している曲を選べる ③ 公募すること自体が広報につながる ④ 著作権を県準備委員会で持つことができ、さまざまな場面で活用できる		① 国体の開催を県内外に周知できる ② イメージソング制作に参加する機会を創出することで、県民の国体参加意識を高めることができる ③ さまざまな曲の中から国体のイメージに合う曲、ダンスや合唱へのアレンジに適している曲を選ぶことができる ④ 著作権を県準備委員会で持つことができ、制限されずに使用できる	
募集内容	① 国体にふさわしい軽快でさわやかな楽曲で、大会スローガン「ときめいて人 かがやいて未来」をイメージできる作品 ② 三重県の魅力を発信するとともに、幅広い年齢層に分かりやすく覚えやすい歌詞やメロディーで、国体に向け心が一つになれる作品 ③ 曲の長さは5分以内。歌詞は3番以内。 ④ 曲のみ歌詞のみの応募不可		① 国体にふさわしい軽快でさわやかな楽曲で、大会スローガン「夢を感動へ。感動を未来へ。」をイメージできる作品 ② 栃木県の魅力を発信するとともに、幅広い年齢層に分かりやすく覚えやすい歌詞やメロディーで、国体に向け心が一つになれる作品 ③ 曲の長さは5分以内。歌詞は3番以内。 ④ 曲のみ歌詞のみの応募不可	
募集期間	H29.2.1～H29.4.28(約3か月間)		H30.1.22～H30.4.13(約3か月間)	
応募方法	① 音源(歌と伴奏を録音したCD-R) ② タイトルと歌詞(ひらがな)を記載した楽譜 ③ 歌詞のみを記載したA4判用紙 ④ 応募票 ※①～④をまとめて提出		① 音源(歌と伴奏を録音したCD-R) ② タイトルと歌詞(ひらがな)を記載した楽譜 ③ 歌詞のみを記載したA4判用紙 ④ 応募票 ※①～④をまとめて提出	
応募総数	169作品(県内78・県外91)		152作品(県内73・県外79)	
スケジュール	開催 5年前	H28.12 広報・県民運動専門委員会 →制作方法協議・決定	開催 5年前	H29.11 広報・県民運動専門委員会 →制作、部会の設置について審議
		H29.1 選定部会 →募集要項、審査要領検討		H29.12 選定部会 →募集要項、審査要領検討
H29.1 広報・県民運動専門委員会 →募集要項、審査要領審議・決定		H29.12 募集ポスター・チラシ制作・発送		
H29.2～4 公募		H30.1～4 公募		
開催 4年前	H29.5 県教委音楽担当2名による 事前絞り込み【169→11作品】	開催 4年前	H30.4 事務局による絞り込み 【152→92作品】	
	H29.6 部会委員による【第一次選定】 【11→3作品】		H30.4 県内音楽科教諭による【第一次選定】 【92→14作品】	
	H29.6 選定部会 →3作品の承認		H30.5 選定部会での【第二次選定】 →各委員は事前に得点化	
	H29.7 広報・県民運動専門委員会での 【第二次選定】【3→1作品】		H30.6 広報・県民運動専門委員会 →1作品承認・採用曲決定	
	H29.7 常任委員会→採用曲決定		H30.7 常任委員会 →採用曲報告	
	H29.9 表彰式		H30.7 総会 → 表彰	
	H29.9 委託業者の提案により歌唱者決定 H29.9 編曲・CD作製業務		H30.9～ 編曲業務委託、歌唱者決定	
部会委員	◎作曲家(式典専門委員会委員)		◎宇都宮大学教育学部名誉教授(式典専門委員会委員長)	
	○三重県文化会館館長(式典専門委員会委員)		○宇都宮大学教育学部教授(式典専門委員会委員)	
	三重県合唱連盟理事長(式典専門委員会委員)		栃木県合唱連盟理事長(式典専門委員会委員)	
	児童小説家(外部有識者 ※作詞の観点から)		栃木県吹奏楽連盟理事長(式典専門委員会委員)	
	三重県吹奏楽連盟理事長(式典専門委員会委員)		とちぎテレビ報道制作部長(広報・県民運動専門委員会委員)	

※◎=部会委員長、○=部会副委員長

その他

令和3年度広報活動について

1 クリアファイル

ポスターデザインを用いたクリアファイルを作成

- 作成数：23,000枚
- 配布先：県内小学1・2年生（国公立、特別支援学校240校）
※ 令和元年度より県内小学生に計画的に配布

<クリアファイル>



デザイン説明はこちら
(宮崎県庁ホームページ)



<県ホームページ>



※ QRコードを表示し、県ホームページ（ポスターデザインの説明文）へリンク

2 卓上のぼり&マスコットぬいぐるみ

基本デザインを用いた卓上のぼり、マスコットキャラクターのぬいぐるみを作成

(1) 卓上のぼり

- 作成数：1,000本
- 配布先：県庁各課、市町村、
県内スポーツ施設等

(2) ぬいぐるみ

- 作成数：40セット
- 配布先：市町村等



3 県内路線バスや県公用車を活用した広報

(1) バス車内広告

県内路線バス（県央・県南・県北・県西の各エリア計70台）の車内に大会PRポスターを掲示

【実施期間】令和4年2月11日～3月22日

(2) 県公用車

県所有の公用車（約800台）にマグネットシートを貼付



4 その他

(1) 県庁内展示

建設中の新県陸上競技場及び新県体育館の模型と、ロールアップバナーを県防災庁舎1階ロビーに展示



(2) ポスター配布（追加）

公民館、コミュニティセンター、児童館等（約200箇所）にポスターを配布

(3) 広報用ノベルティ

基本デザインを用いたボールペン、タオルハンカチ、手提げ袋等を作成し、広報活動に活用

